

相楽広域行政組合議会の概要

令和5年4月1日

- 1 議会の構成
議員定数は14人である。
(木津川市議会5人、笠置町議会2人、和束町議会2人、精華町議会3人、南山城村議会2人)
- 2 議員の選出
構成市町村の議会において、その議会議員のうちから選挙により選出されたものをもって充てる。
- 3 議員の任期
議員の任期は、構成市町村の議会の議員の任期とする。
- 4 補欠選挙
議員に欠員が生じた場合は、構成市町村において補欠選挙が行われる。
- 5 会議の開催
組合議会の定例会は、毎年(2月・11月)招集する。
臨時会は必要に応じ招集する。
- 6 議員報酬
議長 年額 36,000円
副議長 年額 30,000円
議員 年額 24,000円
※支給方法及び支給日；口座振込により4月に支給する。
- 7 旅費(費用弁償)
招集に応じ会議に出席した場合は、旅費(費用弁償)を支給する。
- 8 議会運営委員会
定例会の開催前に議事日程、議案等を審議するために開催する。